

# 第3回 AOSSG 会議の 年次総会報告（各論）

ASBJ 専門研究員 せきぐち ともかず  
**関口 智和**

## 1. 第3回 AOSSG 会議の開催

2011年11月23日、24日、第3回アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）の年次総会がメルボルン（オーストラリア）で開催された。本会議の報告（総括）については、当委員会の加藤副委員長の稿で紹介されているため、本稿では、個別のセッションの様相についてご紹介させていただく。

## 2. IASB からの近況説明

国際会計基準審議会（IASB）のプロジェクトに関する近況について、IASB 理事より説明がされた。主な内容は、次のとおり。

### ① 全般

- IASB は、従来、EU や米国の影響をより強く受けていた傾向があり、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体のグループである AOSSG との対話を喜ばしく考えている。今後も、アジア・オセアニア地域へのアウトリーチは重要と考えている。
- 公会計について、国際会計士連盟（IFAC）と IASB が、MoU を交わした。これは、国際財務報告基準財団（IFRS）財団トラステ

ーによる戦略レビューの協議文書に対するフィードバックを踏まえ、特に、国際公会計審議会（IPSASB）との連携を強化することを図ったものである。

### ② 金融商品

- 利害関係者からの強い懸念を踏まえ、IFRS 第9号「金融商品」について限定的な見直しを行うことに着手することとした。変更内容は、可能な限り、シンプルにしたいと考えている。

### ③ 収益認識

- アジア・オセアニア地域では、IFRIC 第15号「不動産の建設に関する契約」の適用が特に問題となっているが、2011年11月14日に公表された再公開草案では、設例7にこれに関する記載がされている。
- 再公開草案は、従来の IAS 第11号「工事契約」及び IAS 第18号「収益」と比較して、複数要素から構成される契約に関する区分処理、開示の強化・改善が大きな相違と考えている。

### ④ リース契約

- 公開草案は全般的には支持されたと考えているが、貸手については2つのモデルから1つのモデルに変更した。
- IASB は本プロジェクトについて既に再公開草案とすることとしているが、貸手による投

資不動産の会計処理についてどの程度を適用対象外とするか、1モデルとすることの妥当性等が主な論点になると予想している。

### ⑤ 保険

- 公開草案は全般的には支持されたと考えているが、IASBのプロジェクトを米国財務会計基準審議会 (FASB) のものと連携して進めていくべきか、透明性の向上は貸借対照表には有用との意見がある一方で損益計算書へのボラティリティを高めることは妥当かといった点について、疑問や懸念が示されている。

### ⑥ アジェンダ・コンサルテーション

- 休止中のアジェンダ (1株当たり利益情報、非金融負債の会計処理等) への対応について、リソース配分の観点から、優先順位の検討が必要と考えている。また、概念フレームワークや財務諸表の表示等の関係では、その他の包括利益 (OCI) の定義やリサイクリングに関する提案について、何から手掛けるべきかを知りたいと考えている。
- これまで、概念フレームワークや開示フレームワークの他、料金規制活動、採掘活動についても重要との見解が示されている。他方、法人所得税や非金融負債に関するプロジェクトは優先順位が低いとの見解が示されている。

ことを支持。ただし、プロセスを最終化する上で、IFRS財団トラステイによる戦略レビューとも協調させつつ、作業の前提条件について明らかにすることが重要。

- 概念フレームワーク、基準適用後のレビューと基準適用の支援、IAS第41号「農業」の限定的改訂を特に優先すべき3項目として提案する。その他、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂等を含む10項目を比較的優先順位の高い項目として提案する。
- IASBには、関係者からのコメントを踏まえ、できるだけ体系だった方法で、どのように優先順位付けを行ったかを示すことが重要。

その後に行われた意見交換において、韓国から、IFRS解釈指針委員会を常設化することやIAS第21号を優先順位の高いものとする、中国から、共通支配下の取引、排出権取引等を優先順位の高いものとする等が提案された。また、IASB側からは、リソースの制約を踏まえ、取り組む必要がない項目を明示してほしいといった見解や、提案しているプロジェクトについてその範囲を明示してほしいといった見解が示された。こうした点について、一部修正の上、AOSSGとしてコメントレターを提出することとされた<sup>1</sup>。

## 3. IASBによるアジェンダ・コンサルテーション

ワーキング・グループ (WG) 議長 (日本) より、IASBによるアジェンダ・コンサルテーションへのコメント案について説明がされた。主な内容は、次のとおり。

- IASBが、今後取り組む項目を公開協議した

## 4. 収益認識

WG議長 (日本) 及び副議長 (シンガポール) より、2011年11月に公表された再公開草案「顧客との契約から生じる収益」の概要が説明されるとともに、意見交換がされた。議論の主な内容は次のとおり。

1 2011年11月30日にコメントレターを提出。

[http://www.aossg.org/docs/Submissions\\_to\\_IASB/AOSSG\\_submission\\_IASB\\_Agenda\\_Consultation\\_2011.pdf](http://www.aossg.org/docs/Submissions_to_IASB/AOSSG_submission_IASB_Agenda_Consultation_2011.pdf)

- 別個の履行義務の識別に関して、AOSSGメンバーより、複数の区分所有者が所有する居住用アパート等について、個別の区分所有契約を1つの履行義務とみなすか、あるいは、建物全体を1つの履行義務とみなすかについて不明確である旨が説明された。
- 変動対価の測定に関して、IAS第20号における「合理的な保証」と同じ意味か、というAOSSGメンバーからの質問に対して、監査基準の用語を参考として、質的閾値（変動対価の見積りの精度の根拠）を意図したものである旨がIASB側より説明された。
- 回収不能見込額の表示について、収益とは別の損益項目として収益に隣接して表示するとされている点について、売上総利益に貸倒損失（当初及び事後測定）が反映されることになるため重要な影響があり得るとの見解がAOSSGメンバーより示された。
- 一定の期間にわたり充足される履行義務の要件（再公開草案第35項）について、IASB側から、実務上の運用のしやすさを念頭に提案されたものである旨が説明されるとともに、第35項(b)(ii)はたとえば輸送業を意識したものである旨、監査業務は同項(b)(iii)が適用されるのではないかという旨の説明がされた。
- 転用可能な資産（an asset with an alternative use）の要件に関して、AOSSGメンバーから、明らかに転用可能な資産と転用不能な資産の中間と考えられる取引が多数あり、こうした取引が「一定の期間にわたり充足される履行義務」に区分され得るとの見解が示された。これに対して、IASB側からは、実務への影響をアウトリーチ等によって検討したいというコメントがあった。
- 不利な履行義務の範囲が1年超の期間にわたり充足される履行義務のみとされている点について、不利な履行義務のうち重要なものが

適時に把握されない可能性があるという懸念がAOSSGメンバーより示された。これに対して、本取扱いは実務上の便宜を図るために設けられたものであり、対象外の履行義務については他の基準により手当され得るという旨がIASB側より説明された。

- 上記の他、期中財務報告における開示要件が過剰と考えられる点、実務上の便宜が多数設けられている点等について懸念が示された。今後、こうした点を踏まえてAOSSGとしてコメントを形成し、コメントレターを提出する予定である。

## 5. 金融商品

### (1) 減損

WG議長（オーストラリア）から、IASBの暫定合意に対して次のような見解が示された。

- 現在検討されている減損アプローチは、減損の兆候がない貸出金に対しても減損損失を認識することになっており、原価モデルを超えるものになっている。原価モデルとの整合性を確保するためには、現行のIAS第39号におけるIBNR（incurred but not reported）の要件を明確化した方が良いのではないか。
- 貸出金について、3つのバケット（区分）を要求することは必要か。3つのバケットは、大手金融機関には少なすぎ、中小企業には多すぎるのではないか。
- 単純化の観点を除くと、グッド・ブックに区分される貸出金について12か月分の損失を認識することに十分な根拠がないのではないか。
- 当初実行時又は取得時点で信用状態が悪い貸出金について信用状態に見合ったスプレッドが取れている場合、バケット1に区分することが適切か。貸出金に担保がある場合、異な

るバケットに区分すべきと考えるべきか。

上記の他、バケットの数や、バケット1からバケット2への移転時期についてハイレベルの原則を設けることが必要といった見解や、運用上、絶対的モデルの方が望ましいという指摘がAOSSGメンバーから示された。

## (2) ヘッジ会計

ヘッジ会計に関するIASBの暫定合意の概要が紹介された後、IASBから補足説明がされた。本件については、時間の制約から十分な議論に至らなかったが、IFRS第9号の分類及び測定モデルが見直された場合、ヘッジ会計にも影響があり得る等の指摘がされた。

## (3) 分類及び測定

IASBがIFRS第9号のうち分類及び測定部分について限定的な見直しを行う旨を決定したことに関して、質疑応答がされた。AOSSGメンバーからは、特にFASBとのコンバージェンスとの関係で、どの程度の見直しを念頭に置いているかについて質問がされたが、IASB側からは、現在、検討中とされた他、明示的な回答はされなかった<sup>2</sup>。

## 6. 投資企業の連結

WG議長（シンガポール）より、2011年8月に公表された「投資企業」の公開草案について、WGメンバーからの暫定的なコメントに関する説明がされた。主な内容は、次のとおり。

- 報告企業が投資企業に該当する会社を支配している場合、当該企業の連結を免除する提案

を、WGメンバーのほとんどは強く支持している。これは、投資企業に支配されている企業については、公正価値測定をする方がより有用な情報を提供すると考えられるためである。

- 他方、ベンチャー・キャピタル等のように、報告企業が活発に被支配企業の運営を管理しているような場合は、連結する方が適切という見解もある。この点、投資の出口戦略を投資企業の要件の1つとすることが妥当ではないか。
- 投資企業の要件のうち、「資金のプール要件」には、概念フレームワーク的根拠が十分でないと考えられる。少なくとも、なぜ単一の投資から成り立つ企業が、他のすべての要件を満たしていても投資企業とはみなされないのか、十分に説明されていない。
- 報告企業が投資企業に該当しない場合には、子会社を公正価値測定せず（支配基準に基づき）連結しなければならない。しかし、親会社のビジネスモデルが被投資先の買収・売却による利益獲得である場合には、連結処理は有用な情報を提供しない場合があるのではないか。

上記を踏まえ、意見交換が行われた。AOSSGメンバーからの見解の主な内容は、次のとおり。

- 投資企業については公正価値測定を行う方が意思決定に有用な情報を提供するものと考えられるが、例外的な取扱いであるため、濫用される可能性がある。このため、出口戦略の点を含め、要件を明確化することが必要ではないか。
- 期間の長いバンキング・ビジネスを行っている

2 IASBは、2011年12月13日の会議において、①契約キャッシュ・フロー特性の要件の適用方法、②複合金融商品の区分処理（主契約が金融資産の場合）、③負債性商品について公正価値で測定するとともに評価差額をOCIで認識する旨を求める（又は認める）モデルを設けるべきか否かを見直しの対象とする旨について暫定合意を行っている。

る場合と投資ビジネスを行っている場合とでは、仮に両者が投資企業に該当し、公正価値が同じであっても実質は大きく異なる。このため、利用者にとっては、何を資産として保有しているかが重要であり、被支配企業については例外なく連結することが必要ではないか。

- 米国会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえ、FASBからの提案と同様に、報告企業が投資企業であるか否かにかかわらず、公正価値測定による処理を引き継ぐようにすべきではないか。
- ベンチャー・キャピタル・ファンド等について基準の濫用の可能性を排除するため、公正価値測定をする対象についてより明確な原則を定めるべきではないか。その際、数年内に売却する会社を公正価値評価することについては特段の異論がないだろうと考えられるため、出口戦略の有無に着目することが有用ではないか。

こうした見解を踏まえ、AOSSGとしてコメントレターを提出することとされた<sup>3</sup>。

## 7. 排出権取引

WG議長（中国）、副議長（日本）より、2011年7月にAOSSGからIASBに提出されたコメントレターをベースに、WGにおける検討成果について説明がされた。主な内容は、次のとおり。

- 排出権について無償で割当を受けた時点で資産・負債を認識すべきか。また、それらは、財政状態計算書において、どのように表示されるべきか。

- 排出権取引の市場が薄く、公正価値が合理的に測定できない場合、事後測定はどのような方法によるべきか<sup>4</sup>。
- 企業が余剰の排出権をリース又は売却しない場合、どのような処理が妥当か。
- 計画期間が複数年から構成され、当計画期間の削減不足量を補填するために企業自身の将来の排出権の使用が認められている場合、どのように処理すべきか。
- 余剰排出権の一部に売却の制限が課されている場合、どのような処理が妥当か。

また、その後の意見交換において、新興市場国ではクリーン開発メカニズム（CDM）の方がより広く用いられており、排出権取引とともにCDMに関する会計処理について検討が必要といった見解の他、排出権の性質が金融資産と無形資産のいずれに該当するか、ビジネスモデルによる分類が妥当か否かといった点についてAOSSGメンバー及びIASB関係者との間で議論がされた。今後、IASBの動向を踏まえつつ、WGにおいて、検討が続けられる予定。

## 8. リース

WG議長（シンガポール）により、プロジェクトの進捗状況及びWGメンバーによる暫定的な見解について次のような説明がされた。

### （貸手の会計処理について）

- 残存資産の事後測定においてリース期間にわたり貸手が借手に課す金利を用いた実効金利法を適用して逦増処理（accretion）を行うという提案について、残存資産総額から繰延利益を控除した金額が何を表すか不明という見解や、残存資産は非金融資産の性質を有す

3 2012年1月4日にコメントレターを提出。

[http://www.aossg.org/docs/Submissions\\_to\\_IASB/AOSSG\\_Final\\_Comment\\_Letter\\_ED-2011-4.pdf](http://www.aossg.org/docs/Submissions_to_IASB/AOSSG_Final_Comment_Letter_ED-2011-4.pdf)

4 中国では、公正価値が合理的に測定できない場合、原価法が用いられているとのこと。



るため実効金利法で償却原価を測定することは適切ではないという見解等が示された。

これらを踏まえ、AOSSG メンバー及び IASB 関係者との間で意見交換が行われた。主な内容は、次のとおり。

- 初日の利益を認識することは適切でない場合（例えば、原資産の公正価値を信頼性をもって測定できない場合）があるため、収益認識のプロジェクトで用いられている「合理的に確実 (reasonably assured)」の要件を設けるべきではないか。
- 残存資産の価値が重要である場合、当該資産について無形資産として会計処理を行うべきではないか。

#### (投資不動産に関する例外的な定めについて)

- 貸手が投資不動産をリースする取引について、受取リース債権・残存資産アプローチの適用範囲から除外することが暫定合意されているが、貸手は原資産（投資不動産）を引き続き認識し、リース期間にわたり受取リース料を収益として認識することになる。

本件について、一部のメンバーから、適用除外を公正価値で評価されている投資不動産に限定すべきとの見解が示された他、借手についても同様の検討をする必要がある等の見解が示された。

上記の議論を踏まえ、本プロジェクトについては、今後再公開草案が公表される際、AOSSG としてのコメントを取りまとめていくことが確認された。

## 9. その他

上記の他、保険契約、農業、イスラム金融について WG の活動に基づく議論が行われるとともに、外国通貨、割引率に関する研究・調査等について議論が行われた。主な内容は、次の

とおり。

### (1) 保険契約

WG 議長（韓国）より、IASB による暫定合意の概要が説明されるとともに、暫定合意に対する見解が示された。主な内容は、次のとおり。

- 裁量権のある有配当性を有する投資契約を IFRS 第 4 号「保険契約」の対象とすべきか否かについて明確化すべき（AOSSG は、公開草案に対して「重要な保険リスクを伴うものである場合、IFRS 第 4 号の対象とすべき」とコメント）。
- 新契約費について IASB と FASB で異なる暫定合意に達しているが、当該要件については各国の法令とも関連するため、慎重な検討が必要。
- 割引率については、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの 2 つの考え方があがるが、トップダウンアプローチを認めたことを支持。また、重要でない場合に割引は必要ないとしているが、追加的ガイダンスが必要ではないか。
- ソルベンシー II においてリスク調整を明示することが要求されるため、IASB の暫定合意に従ってリスク調整を区分することは可能との意見も聞かれる。ただし、AOSSG メンバーの中には、引き続き、異なる見解を持つ者もいる模様。
- 純損益へのボラティリティに対応するため、OCI での表示を導入することを支持するが、追加的な措置が併せて必要。
- 保険負債の変動額の一部を OCI で表示する方向を支持。
- 短期の保険契約に関して、保険料配分アプローチを支持しているが、これは強制すべきではないと考えている。
- IFRS 第 4 号と IFRS 第 9 号の適用時期を整

合させるべき。

上記を踏まえた議論では、WG 副議長（中国）から、「中国では、保険契約の会計基準が 2009 年から適用されており、IASB は会計基準を開発する前に、フィールドテストを実施することが必要。」等のコメントが示された。また、WG 議長から、「今回の会議ではメンバーからの意見を集約する形にできなかったが、IASB から再公開草案又は意見募集が公表される時、再び AOSSG の意見を集約してコメントを提出したい。」との発言がされた。

## (2) 農業

IAS 第 41 号「農業」については、2011 年 11 月に AOSSG から IASB 宛てに IAS 第 41 号の限定的な改訂を提案するという内容のレター及び WG における議論を集約した論点整理文書を送付している。こうした背景を踏まえ、WG 副議長（マレーシア）より、IAS 第 41 号に関する限定的な改訂の提案について説明がされた後、WG 議長（インド）より、同国が検討している中長期的なりサーチ案について説明がされた。

### (IAS 第 41 号の限定的な改訂について)

IAS 第 41 号において、生物資産を次の 2 つに区分した上で、別個の会計モデルを適用するよう、限定的な改訂を行うべき。

- 果実生成型の生物資産（BBA：Bearer Biological Assets）…IAS 第 16 号「有形固定資産」における会計モデルを適用する。
- 消費生成型の生物資産（CBA：Consumable Biological Assets）…公正価値で測定し、純損益を通じて評価差額を認識測定する。

### (IAS 第 41 号に関する中長期的なりサーチについて)

IAS 第 41 号について、次の点を含め、中長期的なりサーチを行うべき。

- 摘み取られた紅茶の葉等（24 時間以上、貯

蔵できないもの）について、どのような会計処理が適切か。また、紅茶の低木のようなもの（100 年程度の耐用年数）について、土地と低木を切り離して会計処理を行うことは妥当か。

- 限定的な改訂を行った場合でも、材木を生成するような植物について CBA に分類されることになるが、こうした植物にも原価モデルが適用されるべきか。
- BBA について原価モデルを適用する場合、紅茶の葉のようなものについて、追加的なガイダンスが必要か。
- ビジネスモデルによる分類等について、検討する余地はあるか。

これらを踏まえ、意見交換が行われた。AOSSG メンバーから示された主な見解は、次のとおり。

- 原価法による測定については違和感がないが、既に公正価値測定を行っている企業に関して、原価法に移行する際の経過措置を適切に設ける必要がある。
  - 限定的提案を原則として支持するものの、BBA の会計処理を IAS 第 16 号に移さず、IAS 第 41 号は、引き続き、農業に関する網羅的な基準であるようにすべき。
- また、IASB 側からは、次のような疑問が示された。
- 生物資産における原価法とはどのようなモデルを意図しているか。例えば、水を撒いた場合、資本的支出とそれ以外とに区分するか。
  - IAS 第 40 号「投資不動産」との関係は、どのように考えるべきか。
  - どの時点で BBA と CBA の区分を決定するのか。
  - BBA から CBA になったり、CBA から BBA になったりすることがあるのか。

### (3) イスラム金融

WG 議長（マレーシア）より、インターネットを利用して AOSSG を含めて各国基準設定主体向けに行われた調査結果について説明がされるとともに、意見交換が行われた。主な内容は、次のとおり。

- イスラム金融が頻繁に使われている場合でも、国によっては、IFRS と別個の基準が必要という意見は聞かれない。
- イスラム金融を利用している企業の中には、伝統的な取引とは異なる取引を利用していることを財務諸表に反映したいと考えているところもあり、そうした企業からは、IFRS とは別の取扱いを適用したいとの要望が聞かれる。イスラム金融会計・監査基準機構 (AAOIFI) では、IFRS と異なる会計基準を設定しており、国によっては、当該基準を適用している企業も多い。
- マレーシアでは、イスラム金融について別個の基準は開発していないが、テクニカル・ガイダンスを公表している。

上記の議論を踏まえ、IASB Hoogervorst 議長から、「IASB としては、イスラム金融について、ガイダンスの開発が必要かについて検討したい。」との発言がされた。

### (4) 外国通貨

韓国では、IAS 第 21 号の適用について懸念が示されていることを踏まえ、同基準に改善の余地がないかについて研究が進められている。今回の会議では、韓国より、研究成果が報告された。主な内容は、次のとおり。

- 金融危機において通貨取引の市場が薄くなっている (thin market) 場合、長期性の外貨建資産・負債項目に決算日レート以外のレートを使用するようにすべき。
- 決算日レート以外のレートとして、具体的にどのようなレートを使用すべきかについては

一層の検討が必要であり、追加的なりサーチが必要と考えている。

上記を踏まえ、AOSSG メンバー及び IASB 側との間で意見交換が行われた。主な内容は、次のとおり。

- 本プロジェクトは、準備通貨として使われる通貨以外の通貨を使用する国に等しく重要であり、韓国の取組みを支持する。ただし、「薄い市場」の意味をさらに明確化することが必要である他、IAS 第 21 号の定めを変更した場合、ヘッジ会計等、他の基準も同時に改訂する必要がある。また、薄い市場でなくなった場合に、それまでの変動額をどのように取り扱うかについて検討する必要があるのではないか。
- 外国通貨の問題を考えるにあたっては、公正価値測定の定めが参考になるかもしれない。例えば、IFRS 第 13 号「公正価値測定」では、商品の取引量が著しく減少した場合、当該商品の市場価格を使用することは適切でないとしている。また、同基準では、公正価値測定において、支配プレミアム／ディスカウントの考慮を認めており、市場価格をベースとした原則からの逸脱を完全に否定しているわけではない。
- オーストラリアも韓国と同様に輸出国であるが、企業は外国通貨の変動リスクについて必要に応じてヘッジ取引を行っており、本件は大きな問題となっていない。外国通貨は、原価、公正価値のいずれかをベースとした会計システムによらないと考えている。韓国からの提案によると、損益計算書のボラティリティを削減することはできるかもしれないが、期末日時点の債務額を示すことは難しいのではないか。

上記の議論を踏まえ、引き続き、検討を続けることとされた。なお、本件を AOSSG の作業項目とするか否かについては、明示的な議論は



されなかった。

#### (5) 割引率

IFRS において適用される割引率の概念を統一的に調査・検討する趣旨で、香港とオーストラリアにより、割引率について検討を進めることとされている。割引率については、IASB の 2011 年アジェンダ・コンサルテーションにおいて、将来、取り上げる可能性のあるプロジェクトの 1 つとされており、今回の会議では、プロジェクトの目的及び調査範囲等について紹介された。

#### (プロジェクトの目的)

- リサーチを主な目的とし、IASB が活用できる調査を実施し、AOSSG のリサーチ・ペーパーとして公表できる成果物作成を目指す。

#### (調査範囲)

- 将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く際に使用する割引率のあり方を調査対象とする（現在価値への割引は、多数の IFRS で要求されているが、どのような割引率を使用するか、その運用において多様性があるにもかかわらず、適切な説明がなされていないため。）。
- 調査にあたっては、測定方法ではなく、測定手法を対象とする。

上記提案に対して、「最近の欧州における金融危機により一部の国債の利回りが急騰する事態を踏まえると、割引率を決定する際に国債の利回りを無リスクレートとみなすことは不適切等の見解も示されており、本件は重要なトピックと認識している。」等のコメントが示された。